

令和 7 年度 市 人権推進事業計画

令和 7 (2025) 年 8 月

市 人権推進課

(生活環境部 人権・市民生活課)

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の推進	1
3	取組の展開	1
(1)	総合的な人権啓発の推進	2
(2)	各人権課題への取組	
ア.	女性	4
イ.	子ども	5
ウ.	高齢者	6
エ.	障がいのある人	7
オ.	同和問題	8
カ.	外国人	8
キ.	インターネットによる人権侵害	9
ク.	犯罪被害者等支援	9
ケ.	性的指向・性自認	10
コ.	その他の人権課題	11
4	計画の推進体制	12
5	計画の達成状況の点検・評価	13
○	用語解説	14

1 計画策定の趣旨

本市では、人権施策を総合的・効果的に推進するため、平成20（2008）年に「廿日市市人権教育・人権啓発指針」を策定しました。また「第6次廿日市市総合計画」において、「人権の尊重」をまちづくりの普遍的理念として位置づけ、一人ひとりが個人として尊重される社会、安心して暮らせるまちの実現に向けた様々な事業を展開しています。

近年のウクライナ問題及びその影響、多様化するハラスメントの問題など、社会情勢の変化が人権問題をますます複雑化しており、とりわけ女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに関わる問題、同和問題、インターネットによる人権侵害など、取り組まなければならない課題は数多く存在しています。

こういった状況から、市民意識や市民ニーズ、地域実態を的確に把握することを目的に、5年に1度「人権問題に関する市民意識調査」を実施し、また、人権教育・人権啓発活動を効果的に推進するため、平成27（2015）年度以降、毎年度「人権推進事業計画」を策定し、新たな人権課題等に対応することとしています。

2 計画の推進

この計画は、「第6次廿日市市総合計画」との整合を図るとともに、「廿日市市人権教育・人権啓発指針」に基づき具体的な取組を掲載し、推進にあたっては、毎年度点検・評価を繰り返しながら、事業を推進しています。

3 取組の展開

人権教育・人権啓発の対象者は、子どもから高齢者まで幅広く、取組を効果的に推進していくためには、地域の実情を踏まえ、対象者の資質向上を図るよう粘り強く実施していく必要があり、人権一般への普遍的視点から総合的に啓発を推進していく取組と、個々の人権課題に視点をあてた取組の両面から事業展開を図っています。

(1) 総合的な人権啓発の推進

人権尊重の理念を伝え、人権に関わる国内法令など基本的な知識の習得を目的とした啓発や、人権を身近なものとして受け止めてもらえるよう、生命の尊さ・大切さや、他者との共生・共感の大切さ、互いの個性を認め、尊重しあうことが大切であるということを訴えかけるための啓発を推進します。

*の付いた言葉は、用語解説（P14～）があります。

	取組	内容	担当部署
1	*人権強調月間啓発事業	8月を*人権強調月間と定め、幟を設置し、講演会や夏祭り等で市民に啓発グッズを配布する他、人権啓発推進協議会連合会と「人権こども映画会」を開催します。	人権・市民生活課
2	人権作品募集事業	人権を守り、差別を許さない行動を広めるために、人権作品を募集します。 応募作品の中から入選作品を選考し、表彰する他、市役所等で展示します。	人権・市民生活課
3	*人権週間啓発事業	*人権週間（12月4日～10日）に、講演会等を開催します。	人権・市民生活課
4	市広報人権問題シリーズ掲載事業	様々な人権問題に焦点を当て、人権尊重の意識を高めることを目的に、「みんなが手をつなぐために」を掲載します。	人権・市民生活課
5	人権啓発リーフレット作成事業	人権問題の解決をめざし、啓発用リーフレットを作成します。	人権・市民生活課
6	人権啓発映画上映事業（ヒューマンシアター）	人権に関する様々なテーマの映画を上映し、広く市民に人権意識の醸成を図ります。	人権・市民生活課
7	人権擁護委員連携事業	廿日市人権擁護委員協議会と連携し、啓発事業を行います。 ・人権の花運動 ・特設人権相談所の開設	人権・市民生活課

	取組	内容	担当部署
8	人権啓発推進団体支援事業	市民の自主的・自発的な啓発活動を推進している団体に補助金等交付を行うとともに、事業を共催で実施します。 ・ 廿日市市人権啓発推進協議会連合会 ・ 人権問題啓発活動推進者の会	人権・市民生活課 (佐方会館)
9	男女共同参画事業	*男女共同参画社会の実現に向け講演会やセミナーを開催します。	人権・市民生活課
10	多様な学習機会の提供 (市民センター主催事業)	人権問題の解決につながる学びや市民の学習ニーズなどに応え、更に学んだことを地域で活かすために、子どもから高齢者までを対象としたさまざまな講座や事業などを行います。	まちづくり支援課 市民センター
11	こころの健康への取組の実施	普及啓発及び人材養成（ゲートキーパー養成研修）を目的に、うつ病などの精神疾患や自殺予防の基礎知識に関する講演会を開催し、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげる役割を担う「ゲートキーパー」の養成研修を実施する他、相談機関の周知を図ります。	健康福祉総務課
12	人権推進員による職場研修	全市職員が、日頃から人権尊重の視点を持ち、市民の立場で考え、行動できるよう、資質向上を図るため、各部署で研修を実施します。	人権・市民生活課 【全部署】
13	平和教育推進事業	市民参画による平和事業を推進することで、生命の大切さを学び、平和についての意識高揚を図るとともに、平和を築くための行動を市民一人ひとりが考え実践する意識を高めるため各種事業を実施します。	生涯学習課
14	ダイバーシティ経営普及促進事業	市内事業者のダイバーシティ経営に対する意識を高め、多様な働き方を実現することで働きやすい環境を整えるとともに、企業の経営革新や新たな顧客開拓につながる経営力の向上につなげます。	産業振興課
15	ハラスメント防止に関する取組	市職員がハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等）について正しい知識を身につけ、「ハラスメントを許さない」という意識づくりと働きやすい職場環境を整えます。	人事課

（２）各人権課題への取組

ア 女性

従来の「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担意識にとらわれることなく、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず、互いの人権を尊重し、対等なパートナーとして協力し合い、社会のあらゆる活動に自分の意思で参画でき、喜びも責任も分かち合える社会の実現に向けた取組を推進します。

また、暴力的行為や性的な言動による精神的苦痛などの人権問題について相談窓口の紹介など啓発事業を実施します。

	取組	内容	担当部署
16	就職や再就職を希望する女性への学習機会の提供	就職や、結婚・出産により一度職場を離れ、再就職を行おうとする女性を対象としたセミナー等の実施及び情報提供を行います。	人権・市民生活課
17	啓発冊子・リーフレットによる啓発の実施	家庭における*固定的性別役割分担意識の見直しや、*DV防止、*セクハラ防止のため、啓発冊子やリーフレットなどを活用した啓発を行います。	人権・市民生活課
18	審議会等委員への女性の積極的登用	「廿日市市審議会等委員への女性登用促進ガイドライン」により、市の審議会等委員への女性の積極的登用を推進します。	人権・市民生活課 【全部署】
19	女性管理職の登用	適正な評価を行い、女性管理職の育成を推進します。また、研修への派遣等により、女性リーダーの養成を図ります。	人事課
20	女性の採用・昇任・配置など、男女共同参画の視点に立った職場環境の整備	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に掲げる採用、女性職員の配置・育成等の取り組みを着実に進めます。	人事課
21	相談支援の実施	ひとり親家庭や*DVの被害者等からの相談に対し、生活の安定と自立を支援するため、*母子・父子自立支援員による相談支援を実施します。	子育て応援室
22	関係機関との連携などによる支援	*DV等への被害者に対し、関係機関との連携による適切な保護や福祉サービスの提供等、被害者の状況に応じた支援を行います。	子育て応援室
23	図書館展示の実施	「国際女性デーにあわせて、読みたい本」の紹介展示を行います。	はつかいち市民図書館

イ 子ども

近年、子どもたちを取り巻く環境は、児童虐待やいじめ・不登校等様々な問題があり、憂慮すべき状況にあります。この背景には、都市化、核家族化、少子・高齢化の進行に伴い、家庭の教育力や地域コミュニティの役割の低下などの要因が考えられます。

家庭、学校、地域、行政が連携を図りながら健やかに生きる力を持つ子どもたちを育成する地域づくりをめざし、長期的な視野に立った取組を推進していきます。

	取組	内容	担当部署
24	不登校総合対策事業	全ての児童生徒が、いじめの被害を受けたり、加害や傍観者の立場に立つことなく、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる学校をつくります。 各小・中学校に子どもつながり支援員を配置し、児童生徒の悩みや相談を聞いたり、話し相手になるなど心のケアにあたり、全ての児童生徒が、いじめや不登校などの不安を抱かず、生き生きと学校生活を送ることができる体制作りを支援します。	学校教育課
25	子育て相談の充実 (こんにちは赤ちゃん事業)	生活する地域の中で孤立せず、育児不安を解消しながら子どもを健やかに育てる環境づくりを行います。	子育て応援室
26	子育て支援センター事業の実施	子育て家庭を支援するため、乳幼児及びその保護者を対象に、市内の子育て支援センターで相談指導等を実施します。	子育て応援室
27	多様な保育サービスの充実	*延長保育、*病児保育、*休日保育など、保護者のニーズに応じた保育サービスを実施します。	こども課
28	放課後などの居場所の確保	子どもの放課後の居場所づくりのため、学校などにおいて、*留守家庭児童会や*放課後子供教室を実施（拡充）します。 放課後等に地域の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、地域社会の中で子どもたちが心豊かに健やかに育まれる環境を整備します。	こども課 生涯学習課
29	交通安全対策の強化 (子ども通学路安全対策事業)	子どもたちが、日常的に通う通学路において安全に安心して通行できるように、PTA・学校と連携しながら従来の設置基準にとらわれない即効的な交通環境整備を行います。	維持管理課

ウ 高齢者

高齢化が進行する中、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送ることが多くの人の願いですが、一方、高齢者への身体的・心理的虐待などの問題が生じています。いつまでも尊厳を持ち、慣れ親しんだ地域で暮らし続けられるまちづくりを進めるための取組を推進します。

	取組	内容	担当部署
30	消費生活センターの運営	消費者トラブルの未然防止と被害回復を図るため、消費生活相談員による相談事業及び安全確保に必要な情報提供を行います。	人権・市民生活課
31	交通安全対策の強化 (歩行環境改善事業)	急速に高齢化が進む中、安心して住み続けられる高齢者にやさしいまちづくりのため、市内中心部の生活経路において、高齢者の生活に配慮した道路の改善を行います。	維持管理課
32	高齢者への虐待防止と早期発見に向けた取組の実施	介護等による高齢者への虐待防止を呼びかけるとともに、相談窓口の周知により、早期発見に向けた取組を実施します。	高齢介護課 地域包括支援センター はつかいち西部
33	認知症に関する理解の促進と家族支援	認知症に関する理解を深め、地域で見守り、支え合う意識を高めるため、認知症の原因と予防、適切な介護のあり方などに関する正しい知識の普及啓発を推進し、認知症高齢者を介護する家族だけが問題を抱え込むことのないよう支援します。	高齢介護課 地域包括支援センター はつかいち西部
34	在宅医療・介護連携推進事業	医療・福祉・介護が連携したネットワークを推進し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供します。	地域包括支援センター はつかいち西部

エ 障がいのある人

*障害者権利条約において「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする」と規定されています。しかし現実には、様々な物理的又は社会的障壁や誤った認識や偏見から生じる差別も存在しています。物理的なバリアだけでなく、「心のバリアフリー」の推進によって全ての市民が、障がいのあるなしにかかわらず、個人として相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進します。

	取組	内容	担当部署
35	障がいのある人への差別解消への取組の推進	*障害者差別解消法の施行を踏まえ、障がいのある人やその家族、事業所等への差別解消に関わる啓発を含め法制度に基づく取組を推進します。	障害福祉課
36	障がいのある人の権利擁護のための相談窓口の設置	*廿日市市障がい福祉相談センターきらりあや社会福祉協議会等による相談機能の強化を図るとともに、パンフレットの作成や市広報紙等で相談窓口の周知を図り、啓発を進めます。	障害福祉課
37	手話が言語であることや障がい特性に応じたコミュニケーション手段の必要性の普及	障がいのある人も、ない人も多様なコミュニケーション手段の利用促進により、互いに理解を深め、全ての市民が安心して豊かに暮らすことができ、本市を訪れる障がいのある人も再び訪れたいと思うような「ひとりひとりが笑顔になるやさしいまちはつかいち」の実現をめざし、手話が言語であることや障がい特性に応じたコミュニケーション手段の必要性について普及するための各種事業を実施します。	障害福祉課
38	音声による通報が困難な人の119番通報	音声による119番通報の利用が困難な聴覚・言語機能に障がいのある人たちに対応した緊急通報手段について、スマートフォン等を用いて、いつでも全国どこからでも音声によらない緊急通報を行うことができるシステムを確立し、安心・安全及び利便性の向上を図り、迅速、適正な消防サービスを提供します。	消防本部 警防課
39	市民センターのバリアフリー化	誰もが利用しやすい施設とするため、市民センターのバリアフリー化を推進します。	まちづくり 支援課

オ 同和問題

同和問題の解消に向けては、*同和対策事業特別措置法等に基づき、同和地区の生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備事業は着実に成果をあげてきました。しかし、心理的な差別やインターネットを利用した差別的な情報が掲載されるなど人権問題が依然として存在しています。また、平成 28 年 12 月には*部落差別の解消の推進に関する法律が施行されました。この問題を解消していくために、相談・啓発事業などに取り組みます。

	取組	内容	担当部署
40	*隣保館の運営	地域社会の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれた施設として、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を実施します。	人権・市民生活課 (佐方会館)
41	研修会・講演会の開催 及び人権啓発団体への支援	同和問題をはじめ、人権問題を正しく認識するための研修や講演会などを開催するとともに、人権啓発団体を支援します。	人権・市民生活課 (佐方会館)

カ 外国人

本市では、合併による市域の拡大や労働力人口の減少に伴う外国人住民の増加、世界文化遺産を擁する宮島に訪れる外国人観光客の増加など、国際化が進んでいます。今後こうした傾向はますます強くなると考えられ、世界の人々との幅広い交流を促進していくための人づくりや体制作りが必要です。他国の言語、宗教、生活習慣等への理解不足による外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるよう啓発活動を推進していきます。

	取組	内容	担当部署
42	国際交流の推進	市民との協働により、多様な文化を知るための国際交流を推進し、市民の国際感覚を高めます。	国際交流・多文化共生室
43	*多文化共生相談事業	外国人市民が安心して生活ができるよう、多文化共生相談員（外国人相談員）による相談や国際交流協会と連携した情報の提供を充実させるとともに、市広報などにより*多文化共生の意識を普及します。	国際交流・多文化共生室

44	119番通報の 多言語対応	119番通報の受信において多言語に対応することにより、日本語を介してのコミュニケーションが困難な方からの119番通報の対応を円滑に行うことを実現し、消防行政サービスを迅速、適正に提供します。	消防本部 警防課
45	A L T（外国語指導助手）の配置	子どもたちが異文化を理解し、外国の人々と積極的コミュニケーションを図ろうとする態度を身に付けることを目的として、A L T（外国語指導助手）を配置します。	学校教育課

キ インターネットによる人権侵害

インターネットは情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものにしてしています。近年では携帯電話、特にスマートフォンの急速な普及に伴い、子どもたちにとっても身近なものになっています。

その一方で、企業や行政機関が保有する顧客などの個人情報、大量に流出する事件が相次いで発生しています。また、ホームページや電子掲示板の匿名性を利用して、個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの様々な人権問題が多発しています。

利用者一人一人が情報モラルを守り、人権を侵害するような情報を発信させないよう啓発に取り組めます。

	取組	内容	担当部署
46	情報活用能力（*メディア・リテラシー）の育成	小・中学生へ情報活用能力（*メディア・リテラシー）を育成するため、学校における情報教育の充実を図ります。	学校教育課
47	情報セキュリティ研修	市職員に対して、情報セキュリティに関する研修を行い、人的な要因による情報漏えいの防止に努めます。	デジタル改革推進課

ク 犯罪被害者等支援

犯罪に巻き込まれた被害者等は、犯罪による肉体的・精神的・経済的な被害にとどまらず、その後もいわれのないうわさや中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的被害に苦しめられることが少なくありません。

犯罪被害者等が再び地域において平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等支援条例に基づき必要な支援等を行います。

	取組	内容	担当部署
48	相談及び情報の提供	犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を関係各課及び関係機関等と連携して行います。	人権・市民生活課 (関係各課)
49	犯罪被害者見舞金等の支給	犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対して見舞金、日常生活支援及び転居費用等に関する助成金を支給します。	人権・市民生活課
50	市営住宅への入居支援	犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、居住の安定を図るため市営住宅への優先的な入居支援を行います。	住宅政策課
51	啓発活動の推進	市民及び事業所に対し、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉または生活の平穏への配慮、二次的被害の防止及び犯罪被害者等への支援の重要性について啓発活動を推進します。	人権・市民生活課
52	民間支援団体への支援	民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るため、情報提供、助言、その他の必要な支援を行います。	人権・市民生活課
53	犯罪被害者等支援に係る体制の整備	犯罪被害者等への必要な支援が適切かつ円滑に行えるよう相談業務に当たる職員の人材育成を図ると共に、関係部署及び関係機関との連携を図り必要な支援体制を整備します。	人権・市民生活課

ケ *性的指向・*性自認

性的指向・性自認（ジェンダーアイデンティティ）の多様性に対して、根強い偏見や差別があり、また、周囲の心ない好奇の視線にさらされ苦しんでいる人々がいます。本市は、令和4年4月1日に「廿日市市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、性的マイノリティの生活しづらさの解消、性の多様性への理解推進を図ることとしています。

また、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT法）」の施行に伴い、性の多様性に寛容な社会を実現するため、正しい理解を深めるための研修会の実施や市広報やリーフレットなどを活用した啓発活動を引き続き実施します。

	取組	内容	担当部署
54	性的マイノリティにかかる啓発事業の実施	* L G B T Qなどの性的少数者への正しい理解を深めるため、啓発事業を実施します。	人権・市民生活課
55	*「廿日市市パートナーシップ宣誓制度」の周知・啓発事業の実施	*「廿日市市パートナーシップ宣誓制度」の周知及び、*アウティングの防止について関係団体と協力して啓発事業を行います。また利用できるサービスの把握・拡大を図ります。	人権・市民生活課
56	教職員に対する研修の実施	全児童・生徒が安心して学校生活を送り、性的少数者の子どもが学校の中で抱える問題に対する理解を深めるため、教職員に対する研修会を行います。	学校教育課

コ. その他の人権課題

前述の人権課題に加え、H I V感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別、北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識等、法務省が掲げる強調事項を中心に、人権の尊重に向けて正しい知識の普及や啓発に向けて取組を推進します。

	取組	内容	担当部署
57	啓発冊子・リーフレットによる啓発の実施	啓発冊子やリーフレットの配布により、偏見や差別意識の解消に向けた啓発を実施します。	人権・市民生活課
58	相談窓口の充実	気軽に相談できる窓口を設置することにより、市民生活の安心・安定を図ります。	人権・市民生活課
59	被害者保護のための住民基本台帳の閲覧制限	* D V、ストーカー行為、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者保護のための、住民基本台帳の閲覧制限を実施します。	市民課
60	北朝鮮当局による拉致問題等に関する啓発	拉致問題に関する認識を深めるための啓発を実施します。	人権・市民生活課

4 計画の推進体制

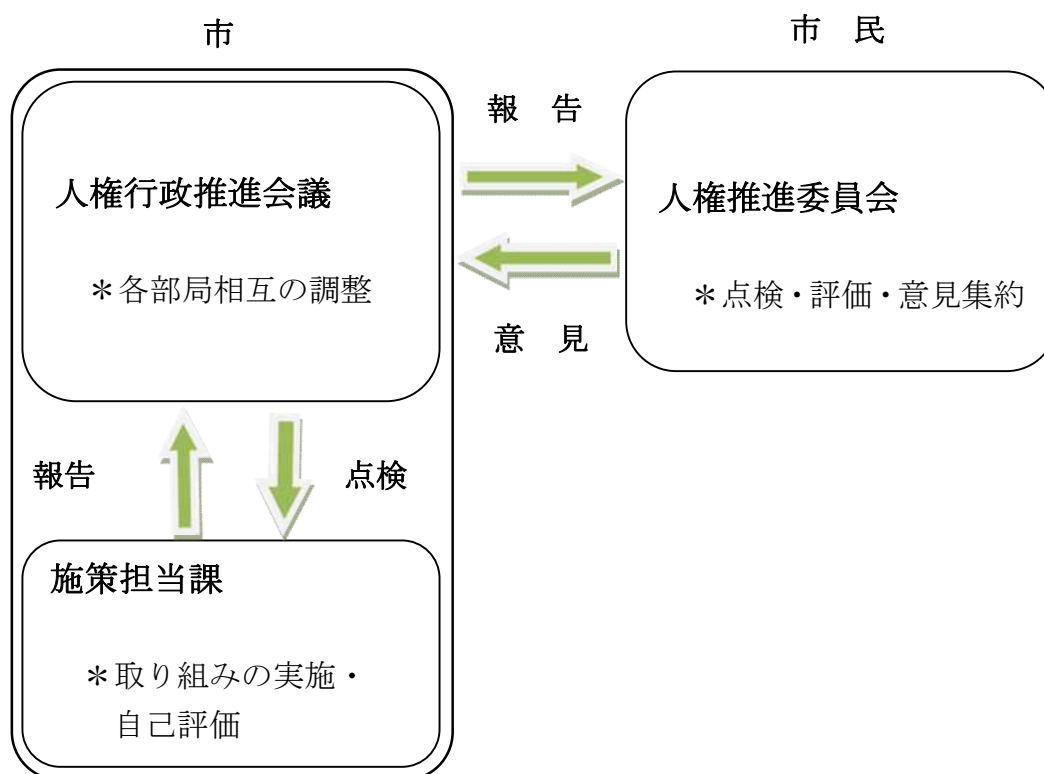
計画を継続的に実行し、検証・評価を行うため、幹部で構成する「人権行政推進会議^(※1)」を設置し、実施状況を確認、自己点検するとともに、市民で構成する「人権推進委員会^(※2)」へ実施状況を報告し、点検・評価を受け、より効果的で実行性のある施策とします。

※1 人権行政推進会議

人権施策の調整を行うための庁内組織。幹部（副市長、教育長、各部長の長）で構成。

※2 人権推進委員会

人権行政に関する施策について、市民から幅広く意見を求めるための組織。有識者で構成。



5 計画の達成状況の点検・評価

次の指標と目標値により、達成状況について点検・評価を行います。

■人権推進事業計画における指標と目標値（毎年度）

指 標	実績値 (R4 年度)	実績値 (R5 年度)	実績値 (R6 年度)	目標値 (R7 年度)
人権推進員による職場内研修の実施率	97.8%	97.8%	100%	100%
人権が保障された社会づくりへの満足度（53 項目） （まちづくり市民アンケート）	6 位	6 位	5 位	向上

■人権推進事業計画における指標と目標値

人権問題に関する市民意識調査による

指 標	実績値 (R1 年度)	目標値 (R8 年度)
「基本的人権」の認知状況	88.8%	95.0%
「人権週間」の認知状況	60.3%	65.0%
人権問題に関心がある人の割合	95.5%	97.0%
今までに人権侵害を受けたことがある市民の割合	24.1%	15.0%
これまで人権に関する講演・研修に参加したことがある市民の割合	35.8%	40.0%

○用語解説（掲載順）（本文中に＊をつけた用語の解説）

用 語	解 説	ページ
人権強調月間	昭和40年（1965年）8月に、同和問題に関する諮問に対して、節目となる答申が提出されたということに着目し、8月を人権強調月間と定め、県西部3市（廿日市市・大竹市・江田島市）で連携して行っている様々な啓発事業の一つ。	2
人権週間	1948年12月10日の国際連合第3回総会において世界人権宣言が採択されたことを記念して、1949年に法務省と全国人権擁護委員連合会が12月10日を最終日とする1週間（12月4日-12月10日）を人権週間と定めており、その期間中、世界人権宣言の趣旨及びその重要性、人権尊重思想の普及高揚を図るため、全国各地でシンポジウム、講演会等を開催するほか、テレビ・ラジオなどのマスメディアを利用した集中的な啓発活動を行っている。	2
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。	3
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」といったように役割が定められているという考え方であり、男女が分かち合うべき育児や介護、家事などの役割を女性にのみ期待することをいう。こうした考え方は、女性の能力開発や社会参画を阻む要因となっている。	4
セクハラ (セシュアル・ハラスメント)	相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、公衆の場へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては、「職場において行われる性的な言動に対する対応により、仕事をする上で、不利益を与えたり、それを繰り返すことにより、就業環境を著しく悪化させること。」とされている。	4
DV (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のことをいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれる。こうした暴力は、家庭内の問題とされ表面化しにくい傾向があり、人権侵害としても社会問題となっている。	4 11
母子・父子自立支援員	母子家庭や父子家庭の福祉に関して実情を把握し、個人それぞれのケースに応じて自立に必要な相談や指導を行う相談員。	4
母子保健推進員 (ママフレンド)	市から依頼を受け、地域の子どもとお母さんの健康を守るために、身近な子育てサポーターとして活動し、主にはこんにちは赤ちゃん事業等で乳幼児家庭の訪問を実施している。	—

用 語	解 説	ページ
延長保育	通常の保育時間を越えて保育が必要な子どもに、保育所または認定こども園（幼稚園と保育所の特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設）で保育を行う。	5
病児保育 (病後児保育)	病気や病気の回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育する。	5
休日保育	休日（日曜日、祝日）に、保護者が仕事や病気などのために、家庭での保育ができない場合に、保護者に代わって保育を行う。	5
留守家庭児童会	保護者が就労や疾病等の理由で放課後に家庭にいない小学生に、授業終了後に遊びと生活の場を提供する。	5
放課後子供教室	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。	5
認知症地域支援 推進員	地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や、地域の支援機関をつなぐ連携支援や相談業務等を行う。	6
出前講座	市の施策や事業を説明するとともに、市民団体など（市民を主たる構成員として市内でまちづくりなどに取り組む団体およびグループ）の方と意見交換（対話）を行い、市政への理解を深め、協働のまちづくりを進めるもの。	—
障害者権利条約	障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。2006 年 12 月 13 日に国連総会において採択され、2008 年 5 月 3 日に発効。 日本では、2014 年 1 月 20 日に批准書を寄託、同年 2 月 19 日に効力を発生した。	7
障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消に推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号))	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、平成 25 年 6 月に制定された（平成 28 年 4 月 1 日施行）。	7

用 語	解 説	ページ
廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ	障がいに関する相談の総合窓口。 地域生活に関する相談、福祉サービスの利用に関する相談、子どもの発達等に関する相談、お金に関する相談など、障がいのある人やその家族からのさまざまな悩みを聞いて、一人一人に合った支援を行う。	7
はつかいち福祉ねっと	障害福祉サービス等の利用に関することなど、地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制として、福祉、保健、医療、教育、就労などの多分野・多職種の関係者が集まったネットワーク。	—
同和対策事業特別措置法	国および地方公共団体の責務を定めた法律（10 年間を期限とする時限立法）。同和地区住民に対する不当な差別と偏見を排除し、社会的・経済的地位の向上をはばむ諸要因を解消することが目的として、1969 年に公布・施行された。	8
部落差別の解消の推進に関する法律	現在もなお存在する部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として平成 28 年に公布・施行された。	8
隣保館	福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着した福祉センター（コミュニティセンター）として、生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉等に関する総合的な事業及び国民的課題として人権・同和問題に対する理解を深めるための活動を行い、もって地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的とした施設。	8
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	8
やさしい日本語	通常に使用する日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のこと。1995 年 1 月の阪神・淡路大震災をきっかけに、外国人被災者が災害発生時に適切な行動をとれるように考案された。「です・ます」調やかんたんな語彙を使用する、一文を短くして分かち書きにする、ルビを付けるなどの留意点がある。	—
メディア・リテラシー	新聞、雑誌、広告、テレビなどのほか、新たな情報伝達手段であるインターネットも含めた、メディアからの情報を主体的に解釈し、選択し、使いこなす能力のこと。情報を創造し発信する能力も含まれる。	9
e-ラーニング	インターネットを利用した学習形態。ネットワークに接続さえすれば自分の自由な時間に自分のペースで学習できる、進捗状況やテスト結果などのフィードバックが即座に確認できる、など多くのメリットがある。	—

用 語	解 説	ページ
広島被害者支援センター	犯罪被害に遭った被害者とその家族を支援する民間団体。電話・面接相談をはじめ裁判所への付き添いなどの直接支援事業、講演会や広報紙の発行などによる啓発活動を行っている。広島県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されている。	—
性的指向	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。	1 0
性自認	自分の性をどのように認識しているのかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。	1 0
エルジービーティーキュー L G B T Q	L : (レズビアン) 女性の同性愛者、G : (ゲイ) 男性の同性愛者、B : (バイセクシュアル) 両性愛者、T : (トランスジェンダー) 生まれたときに割り当てられた性別と自分自身が認識する性別が一致しない人（性同一性障害を含む）、Q : (クエスチョニング) 性自認・性的指向を決められない、決めない、わからない人の頭文字を合わせたもの。性的少数者を表す場合に総称されることがある。	1 1
廿日市市パートナーシップ宣誓制度	一方または双方が性的マイノリティである2人が、お互いを人生のパートナーとして約束した関係であることを記した宣誓書を市に提出し、市が宣誓書受領証と宣誓書受領カードを交付する制度。	1 1
アウティング	本人の同意なく性的指向や性自認を他の人に言ったり公にしたりすること。	1 1